指定短期入所生活介護事業所　双海夕なぎ荘　重要事項説明書
（介護予防短期入所生活介護サービス）

１．施設の概要

（１）施設経営法人

○法人名　　社会福祉法人　双海夕なぎ会
○法人所在地　　愛媛県伊予市双海町上灘甲５２６９番地１
○電話番号　　０８９－９８６－００５５
○代表者氏名　　理事長　亀岡　幹児
○設立年月日　　平成９年７月２４日

（２）施設の名称

○施設名　　指定短期入所生活介護事業所　双海夕なぎ荘
○施設所在地　　愛媛県伊予市双海町上灘甲５２６９番地１
○電話番号　　０８９－９８６－００５５
ＦＡＸ　０８９－９８６－０３８８
○管理者　　施設長　西本　直樹
○介護保険指定番号　　愛媛県　３８７３５００２８８　号
○指定年月日　　平成１９年４月１日
○入所定員　　１０人

※当事業所は特別養護老人ホーム双海夕なぎ荘に併設されています。

（３）指定短期入所生活介護事業の目的と運営方針

指定短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことが出来るように支援することを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等と介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

『運営方針』

施設は、利用者の処遇に関する介護予防短期入所サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行うことにより、心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、要介護状態にならないように予防することを目的とする。

（４）居室の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しています。

居室・設備の種類	室　　数	備　　考
個室（１人部屋）	１０室	
２人部屋	７　室	
４人部屋	９　室	
合　　計	２６室	（うちショートステイ１０床）
食　　堂		１２１．０４㎡
機能訓練室		９６㎡
浴　　室		一般浴室、特別浴室
医　務　室		２２．１５㎡

※居室は、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。

（５）職員の配置状況　　（令和８年５月１日現在）

職　種	常　勤	非常勤	業務内容
施　設　長	1		施設管理者
事　務　員	2	2	事務処理
生活相談員	1		相談・支援業務
介　護　職　員	2	4	療養生活の世話
看護職員	1		医学的管理・療養生活の世話
介護支援専門員			ケアプラン作成・管理
管　理　栄　養　士	1		給食・栄養管理
機能訓練指導員	（1）		レク・リハビリテーション
医　師（嘱託）		3	医学的管理
宿　直　員（委託）		2	夜間宿直業務
計	9	１１	

（６）主な職種の勤務体系

・医師　　（内科）　　隔週火・水曜日　　１５時～１６時
　　（精神科）　隔週木曜日　１０時～１１時

・介護職員　（早出）７時～１６時　　（日勤）８時３０分～１７時３０分
　　（遅出）１０時～１９時
　　（夜勤）１７時～翌朝９時

・看護職員　（早出）７時３０分～１６時３０分
　　（日勤）８時００分～１７時００分
　　（遅出）９時００分～１８時００分

２．サービスの概要

①介護予防短期入所生活介護サービス計画の立案・作成

②食事　　献立・栄養管理等、管理栄養士が管理

朝食　８時　　昼食　１１時３０分　　夕食　１７時

③入浴　　週２回実施（入浴不可の場合は清拭を実施）

④健康管理　医師、看護職員が管理

⑤介護　　看護、介護職員が実施

⑥機能訓練　機能訓練指導員が実施

⑦レクリエーション・クラブ活動

⑧相談援助サービス

⑨利用者が選定する特別な食事の提供

⑩理美容サービス　　月２回理美容師の出張による理美容サービス

⑪貴重品の管理

⑫日常生活上必要なサービス　　日常生活用品の購入等

※　これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、不明な点については、ご相談下さい。

３．利用料金

（１）基本料金

①サービス利用料金（介護保険制度では、要支援認定による要支援度によって利用料金が異なります。以下は１日あたりの自己負担分です。）

	個室	２人・４人部屋
要支援１	４５１円	４５１円
要支援２	５６１円	５６１円

※上記金額は１割負担分です。所得に応じて２～３割負担になります。

※要介護認定を受けられていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※送迎を行う場合：通常の送迎の実施地域は伊予市とします。

（片道につき）　１８４円

以下の項目については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合した場合に、所定料金に加算されます。

※機能訓練指導加算　１２円／日

（機能訓練指導員を配置し、機能訓練をする体制が出来ている場合）

※個別機能訓練加算　５６円／日

（居宅を訪問し、内容を説明した個別機能訓練計画に沿って訓練を行っている場合）

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　２２円／日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　１８円／日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　６円／日
（手厚い介護サービスを提供する為の体制が整っている場合）

※療養食加算　８円／回
（医師の指示箋に基づき下記の療養食を提供した場合）
（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食）

②介護職員処遇改善加算
１月に掛かる「①サービス利用料金」総額の１３．６％を負担

③滞在費（以下の表は１日あたりの自己負担金です。）
個室　⇒　室料＋水道光熱費　：　２人・４人部屋　⇒　水道光熱費

	個室	２人・４人部屋
居住費	１，２３１円	９１５円

※第１段階～第３段階の方には、下記の表のとおり１日あたりの居住費自己負担に上限があります。

所得段階	居住費	
第１段階	個　室	３８０円
	２人・４人部屋	０円
第２段階	個　室	４８０円
	２人・４人部屋	４３０円
第３段階①	個　室	８８０円
	２人・４人部屋	４３０円
第３段階②	個　室	９８０円
	２人・４人部屋	５３０円

※下記の方については、室料の負担は無く、水道光熱費のみの負担となります。（①サービス利用料金は、２人・４人部屋料金の負担となります。）
- 感染症や治療上の必要等、施設側の都合により一定期間（３０日以内）個室への入所が必要な場合。
- 著しい精神症状等により、同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能な方。

※感染症、精神症状等の有無については、医師（主治医）の診断を必要とします。

④食費（以下は１日あたりの自己負担金です。）

食　費	朝食	３２４円
	昼食	５６１円
	夕食	５４９円
	おやつ	１１１円
	１日合計	１,５４５円

※第１段階～第３段階の方には、下記の表のとおり１日あたりの食費自己負担に上限があります。

所得段階	食　費
第１段階	３００円
第２段階	６００円
第３段階①	１,０３０円
第３段階②	１,３６０円

※その他、所得の低い方に対しては、負担金軽減に関する諸制度がありますので、ご相談下さい。

（２）その他の料金

○特別な食事の提供に要した実費
（利用者の希望によるもの）

○理美容代
利用料金は理美容室に掲示（１,７００～２,０００円）

○レクリエーション・クラブ活動に要する費用
材料代等の実費

○複写物の交付
１枚につき　　１０円

○日常生活上必要となる費用
日常生活品の購入等の日常生活に要する費用（但し、施設がすべての利用者に一律に提供するものを除く。）
※電気製品使用者　１日につき　５０円

○健康管理費（予防接種代金等）　　実費

（３）利用料金の支払方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、翌月１５日頃にご請求しますので、翌月２５日頃までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・窓口での現金支払い
・金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関　　えひめ中央農協　　株式会社ゆうちょ銀行
伊予銀行

４．入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。又、医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	伊予病院
所　在　地	伊予市八倉９０５－５
診　療　科	内科　整形外科　リハビリテーション科　呼吸器科　胃腸科 循環器科　小児科　泌尿器科　麻酔科　リウマチ科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	宮田歯科
所　在　地	伊予市双海町上灘甲５４４６－１

５．施設利用にあたっての留意事項

・面会　　来訪者は、必ずその都度面会簿にご記入下さい。面会簿は１階受付カウンターにあります。
・外出　　外出の際には必ず行き先と帰宅時間、目的等、当荘に届出をし、許可を得て下さい。
・飲酒、喫煙　　飲酒、喫煙は、安全確保のため、当施設の管理の下で行っていただきます。
・設備、備品の利用　　当施設の設備、備品の利用は、職員の指示に従い利用して下さい。
・所持品、備品等　　所持品、備品等の持ち物には、必ず記名をお願いします。
・金銭、貴重品の管理　　希望される場合には当施設にて、管理いたします。

６．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、非常口、避難階段、避難器具、防火扉、

誘導灯、誘導標識、自動火災報知設備、ガス漏れ報知器、非常警報設備、非常電源設備

・防災訓練　　年２回

７．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して生活をおくっていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

８．緊急時の対応について

介護サービスの提供中に利用者の病状の急変や事故等が生じた場合は予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

９．事故発生時の対応について

当施設は、施設のサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況および事故に際して採った処置について記録をします。

１０．損害賠償について

当法人が加入しております保険により対応させていただきます。

１１．苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。受け付けた苦情に対しては内容を確認し、解決に向けて誠意をもって迅速に対応させて頂きます。

〒７９９－３２０２　伊予市双海町上灘甲５２６９番地１

ＴＥＬ（０８９）９８６－００５５　　ＦＡＸ（０８９）９８６－０３８８

苦情・相談受付窓口

〔担当窓口〕　　生活相談員　源田　美穂

〔苦情解決責任者〕　施設長　西本　直樹

〔受付時間〕　　８：３０～１７：００（土日祝日可）

双海夕なぎ会第三者委員

水本　説男　　ＴＥＬ（０８９）９８６－０８８２

小野　加代　　ＴＥＬ（０８９）９８７－０１６２

①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が上記時間帯に受付ます。また、ご意見（苦情受付）箱を施設内に設置しています。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求める事ができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア．第三者委員による苦情内容の確認

イ．第三者委員による解決案の調整、助言

ウ．話し合いの結果や改善事項等の確認

以下の窓口においても苦情を受け付けています。

伊予市　長寿介護課　介護保険担当

〒７９９－３１９３　伊予市米湊８２０番地

ＴＥＬ（０８９）９８２－１１１１　　ＦＡＸ（０８９）９８３－３６８１

大洲市　高齢福祉課

〒７９５－８６０１　大洲市大洲６９０番地の１

ＴＥＬ（０８９３）２４－２１１１　　ＦＡＸ（０８９３）２４－０９６１

国民健康保険団体連合会

〒７９１－８５５０　松山市高岡町１０１番地１

ＴＥＬ（０８９）９６８－８７００　　ＦＡＸ（０８９）９６８－８７１７

介護予防短期入所生活介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所双海夕なぎ荘

説明者職氏名　　氏名　　印